

令和5年度 立入調査における指摘事項

水戸市福祉部福祉指導課

指導第2係

○ 令和5年度の立入調査の概要

介護付有料老人ホーム	検査件数	5件
住宅型有料老人ホーム	検査件数	7件
サービス付き高齢者向け住宅	検査件数	13件

○ 本書の読み方

(1) 令和5年度の立入調査において実際に指摘した項目のみ掲載しています。記載がない項目においても、関係法令等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。

なお、指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。

(2) 法令・指針等の略称は、以下のとおりです。

市指針：水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針
安衛則：労働安全衛生規則

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
職員衛生管理	1	職員採用時において、健康診断を行っていませんでした。	<p>職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時において健康診断を行ってください。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合であって、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではありません。</p> <p>また、採用後においても定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行ってください。</p>	市指針7(3) 安衛則第43条
職員衛生管理	2	職場におけるハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じていませんでした。	<p>設置者は、職場によるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、以下の措置を講じてください。</p> <p>① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>② 相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましいです。</p>	市指針7(3)イ
管理体制	3	避難、救出その他必要な訓練を定期的に行っていませんでした。	<p>定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施してください。また、夜間又は夜間を想定した避難訓練の実施も検討してください。</p>	市指針8(6)

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
運営懇談会	4	運営懇談会を設置していませんでした。	<p>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等の活用可）を設置してください。また、その運営に当たっては、次の事項について配慮してください。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りではありません。</p> <p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映されるよう努めること。</p> <p>(ア) 入居者の状況 (イ) サービス提供の状況 (ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	市指針8(11)

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
金銭等管理	5	<p>設置者が入居者の金銭等を管理するに当たり、依頼又は承諾を書面で確認していませんでした。</p> <p>また、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等に定めていませんでした。</p>	<p>設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあつては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めてください。</p>	市指針9(1)ケ
身体拘束	6	<p>身体的拘束等の適正化のための措置を講じていませんでした。</p>	<p>身体的拘束等を行う場合には、利用者家族からの同意を得た上で、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。</p> <p>また、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じてください。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。</p>	市指針9(7)
事故防止	7	<p>事故防止のための委員会、職員研修を行っていませんでした。</p>	<p>有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）及び職員に対する研修を定期的に行ってください。</p>	市指針12(8)ウ